

## 意見要旨

### 第1 はじめに

中城湾港泡瀬地区公有水面埋立変更申請（国）及び中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業埋立一部変更申請（県）については、1 災害防止 2 環境保全 3 経済的合理性において、下記の通り重大な疑問があるので、意見書を提出する。

### 第2 災害防止について

#### 1 公有水面法の規定

知事は「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」（同法4条1項2号）でなければ計画を許可することはできず、このことは一部変更の場合でも同様である（13条の2第2項）。

とりわけ「災害防止」については、東日本大震災によって、海岸沿いの低地や埋立地が津波による壊滅的な被害の他、液状化・地盤沈下等の甚大な被害を受けたことによって、その対策が目下緊急課題となっているところであり、知事の許可にあたってはこの点に特に慎重な検討がなされるべきである。

#### 2 防災対策の欠如

しかし、国・県の申請書類には防災対策について具体的に言及したところが全く見当たらない。

それどころか、埋立後の地盤面の高さについて、県の申請計画においては観光商業施設用地や埠頭用地について1m低下させているほか、国の申請計画においても低下させたところがあり、旧計画より防災対策においてはむしろ後退している点が見受けられる。

#### 3 違法事由となり得ること

国土交通省交通政策審議会港湾分科会は、今回の申請に先立つ平成23年3月3日、沖縄市の一部変更計画をおおむね結構として了承したが、当該分科会は東日本大震災の発生前に行われたものであり、環境保全については環境省から意見が出されたものの、防災対策については具体的な検討がなされたとの事情は伺えない。

防災対策について何らの言及がなされていない本件計画について、知事はいかにして「十分配慮」がなされていると判断できるのであろうか。

判断過程に看過しがたい過誤、欠落がある場合に違法となることは確立した判例法理であり（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）、今後の公金支出差止訴訟ないし許可処分取消訴訟に於いて違法と判断される可能性は高い。

### 第3 環境保全について

#### 1 ラムサール条約と環境省意見

泡瀬干潟は、世界的にも貴重な自然であり生物多様性の宝庫であって、多種多様なサンゴ・海藻草類・新種の動植物・絶滅危惧種が生息しているところ、埋立によって重大な影響が予想されることについては、これまでも激しい議論がなさ

れてきたところである。

環境省は、平成22年9月30日、泡瀬干潟を大浦湾等とともに、ラムサール条約湿地潜在候補地として選定した。

同省は、交通政策審議会第40回港湾分科会において、自然環境保全の観点から、埋立ては可能な限り回避するとともに、当該区域を埋め立てる場合には、当該自然環境への影響を最小限に抑え、泡瀬地区周辺の自然環境保全施策の実施を求めている。

## 2 アセスメントの欠如

環境影響を最小限に抑えるためには、再度のアセスメントは必須である。

国・県は従前の計画でも環境影響は許容されるとの結論であったから埋め立て地を縮小した変更案において、アセスメントのやり直しは必要ないとしている。

しかし、従前のアセスメントは、今回埋立てをやめた海域への環境影響を検討していないものであり、環境影響を評価するに十分ではないことは明らかであって、再度のアセスメントを経ないことは、アセスメント法の趣旨（「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること」（1条））に反し、自然環境への影響を最小限とすべきとの環境省の上記意見にも反する。

## 第4 経済的合理性について

### 1 相当程度の手堅い検証が要請されていること

旧計画に対する公金支出の差止を認容した平成21年10月15日福岡高等裁判所那覇支部民事部判決平成20年（行コ）第5号は、国及び県の事業計画の基礎となる沖縄市の土地利用計画について経済的合理性を否定した上で、「従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とする」旨述べている。

### 2 沖縄市案の問題点

しかし、今回の申請にかかる沖縄市作成の計画は、「相当程度に手堅い検証」がなされたとは言い難いものであり、これをそのまま踏襲した国及び県の本件計画もまた経済的合理性に欠けるものとなっている。

その問題点は多岐にわたるが、

- ・不正確な沖縄県観光客数予測データを元に、統計学的根拠のない恣意的な計算方法で沖縄市宿泊需要や沖縄市需要予測を算出していること。
- ・開発用地の不足は、近接するFTZ新港地区の土地で十分まかなえるはずであるが、そのことについては何ら言及がなされていないこと。
- ・アワセゴルフ場跡地に大型商業施設が新設される予定であり、本件計画にかかる商業施設は重大な影響を受けるはずであるが、何らの検討がなされていないこと。

を特に指摘する。

### 3 国の計画案の問題点

従前、国は新港地区東埠頭の浚渫土砂の処分場として、泡瀬干潟の埋立事業に合理性を見いだしてきた経緯がある。

世界的に貴重な自然を、浚渫土砂の処分場として利用することが明らかな愚行

であることはいうまでもないが、国のかかる立場を前提としても、今回の計画案では浚渫土砂の利用率は55%に低下し、別途土砂の購入等が必要であることになっており、その経済的合理性はさらに低下したものとわざるをえない。

#### 第5 結論

以上の問題点に鑑み、知事は本件計画を許可すべきでないと考える。